
地域脱炭素化促進区域に係る 道基準案について

令和5年（2023年）3月30日（木）

令和4年度（2022年度）第3回北海道環境審議会自然環境部会



1 温対法に基づく地域脱炭素化促進事業制度とは

- 改正地球温暖化対策推進法においては、再エネを利用した地域の脱炭素化のための施設（「地域脱炭素化促進施設」）の整備及びその他の「地域の脱炭素化のための取組」を一体的に行う事業であって、「地域の環境の保全のための取組」及び「地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組」を併せて行うものを、「地域脱炭素化促進事業」として定義(第2条第6項)。
- 「地域脱炭素化促進事業」は、下記A～Dの4つの要素（取組）から構成される。

地域脱炭素化促進事業の構成

A

地域脱炭素化促進施設の整備

地域の自然的・社会的条件に適した再生可能エネルギーを利用する
地域の脱炭素化のための施設の整備

再エネ発電設備

太陽光
風力
中小水力
地熱
バイオマス

再エネ熱供給設備

地熱
太陽熱
大気中の熱その他
の自然界に存する熱
バイオマス

地域の脱炭素化のための取組

区域内の温室効果ガス排出削減等につながる取組（左記の施設整備と一体的に実施）

蓄電池、自営線、
水素製造・貯蔵施設
の整備

EV充電施設
の整備

自治体出資の地域新電
力会社を通じた再エネの
地域供給

環境教育
プログラムの提供

B

C

地域の環境の保全
のための取組

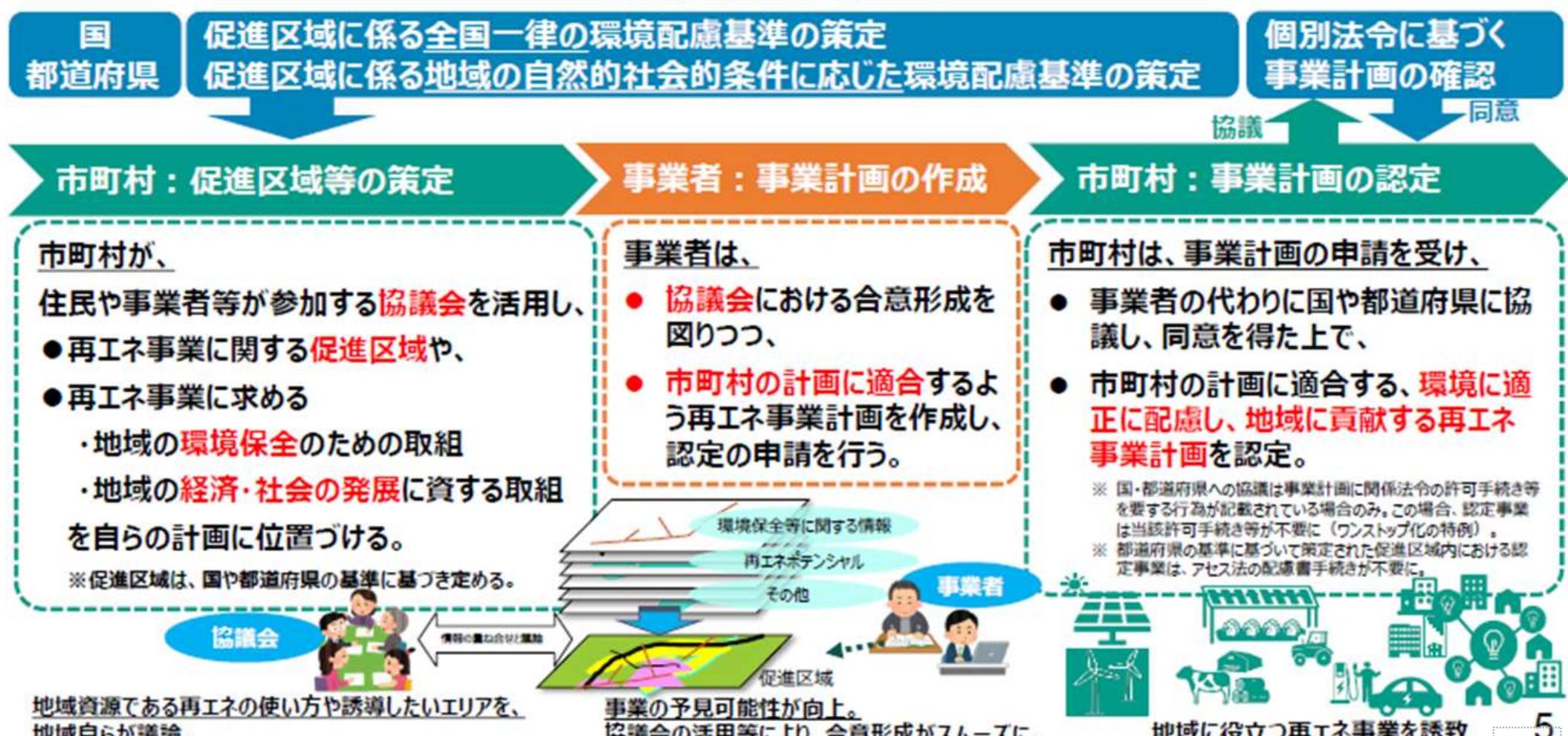
D

地域の経済及び社会の
持続的発展に資する取組

2 地域脱炭素化促進事業制度の仕組み

- 地球温暖化対策推進法に基づき、市町村が、**再エネ促進区域**や再エネ事業に求める**環境保全・地域貢献の取組**を自らの計画に位置づけ、適合する事業計画を認定する仕組みが令和4年4月から施行。
- **地域の合意形成**を図りつつ、環境に適正に配慮し、地域に貢献する、**地域共生型の再エネを推進**。

制度全体のイメージ



3 認定地域脱炭素化促進事業に係る許認可申請等手続き

一般的な事業

- 事業者が、許認可権者に対して個別に申請

国

都道府県

河川管理者

- ・自然公園法
- ・温泉法
- ・森林法
- ・農地法 等

- ・河川法

許
認
可

(申請)

事業者

- ・環境アセスメントの5つの手続きを全て実施

配慮書

方法書

準備書

評価書

報告書

認定地域脱炭素化促進事業

- 事業者が申請した市町村が窓口となって協議

国

都道府県

河川管理者

- ・自然公園法
- ・温泉法
- ・森林法
- ・農地法 等

許認可権者は協議内容を同意（許認可とみなされる）
⇒ 許可等の基準が緩和されるものではない

市町村

- ・添付書類や記載漏れ等を確認
- ・関係機関へ協議

「地域脱炭素化促進事業計画」を提出

- ・許認可に必要な事項等を記載
- 事業検討段階で環境の保全への適正な配慮を記載

事業者

- ・事業計画に環境配慮事項が盛り込まれる

配慮書

方法書

準備書

評価書

報告書

4 国が定めた促進区域の設定に関する基準

- 市町村は、国や都道府県が定める環境保全に係る基準に基づき促進区域を設定する必要がある。
- 国の基準においては、**全国一律で促進区域から除外すべき区域などについて規定。**
- 都道府県は、**促進区域の設定に関する基準（都道府県基準）**を定めることができ、市町村が促進区域を設定する際に遵守すべき**国の基準（促進区域設定に係る環境省令）**に則して定める。

<国の基準>

促進区域から除外すべき区域		市町村が考慮すべき区域・事項※	
区域	事項	国立公園、国定公園 (左表①以外)	自然公園法
		生息地等保護区の監視地区	種の保存法
		砂防指定地	砂防法
		地すべり防止区域	地滑防止法
		急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地法
		保安林であつて環境の保全に関するもの	森林法
		国内希少野生動植物種の生息・生育への支障	種の保存法
生息地等保護区の管理地区		騒音その他生活環境への支障	—

※ 促進区域に含む場合には、指定の目的の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められることが必要な区域／促進区域の設定の際に、環境の保全に係る支障を及ぼすおそれないと認められることが必要な事項

5 都道府県が定める促進区域の設定に関する都道府県基準

- **都道府県基準**は、促進区域設定に係る環境省令で定める基準に上乗せ・横出して、地域の実情に応じた**環境の保全**への適正な配慮を求めるための基準。
- 都道府県の**再エネ導入目標**や**再エネ種ごとのポテンシャル**を踏まえ、環境配慮事項を適切に検討した上で、**促進区域に含めることが適切でないと認められる区域**や、**環境配慮事項ごとの適切な配慮を確保するための考え方**を示すことができる。

国の基準 (全ての地域脱炭素化促進施設に共通)

※環境の保全上の支障の防止の観点から除外・考慮



都道府県基準 (地域脱炭素化促進施設の種類ごとに設定)

※地域の自然的・社会的条件に応じた**環境の保全**への適正な配慮の観点から除外・考慮を検討



社会的配
慮等の觀
点より
除外

**市町村の地方公共団体実行計画における
促進区域の候補となるエリア**

環境保
全の觀
点より
除外

【参考】環境基本法における「環境の保全上の支障の防止」及び「環境の保全」について (環境基本法逐条解説121ページ参照)

環境の保全上の支障の防止

環境の保全

公害その他の人の健康又は生活環境に係る被害を防止することや、確保されることが不可欠な自然の恵沢を確保すること。

左記の支障の防止にとどまらず、清浄な水や大気、静けさ、良好な自然環境の確保などを含むものであり、大気、水、土壤等の環境の自然環境の自然的構成要素及びそれらにより構成されるシステムに着目し、その保護及び整備を図ることによって、これを人にとって良好な状態に保持することを中心的な内容とするもの。

都道府県基準を定める意義

適切な立地への誘導

- 各都道府県の実情を踏まえ、再エネ導入が望ましい立地を対外的にに示すことができる。市町村はより適切な促進区域の設定が可能。



環境共生型再エネの誘致

- 各都道府県の実情を踏まえて適正な環境配慮措置を規定することで、地域環境と共生する再エネを誘致し、トラブル回避が可能。



再エネへの積極性をアピール

- 予見可能性やトラブル回避性の高いエリアが域内に拡大することで、都道府県としての積極的な再エネ導入姿勢を発信可能。事業者の参入意欲も向上。



環境アセス手続一部省略

- 認定事業について、環境影響評価法の配慮書手続の省略が可能。



(環境省「地域脱炭素化促進事業制度に基づく都道府県基準策定説明会 趣旨説明」2023年1月より引用)

7 都道府県基準の構成とこれまでの審議経過

都道府県基準の構成

①市町村が促進区域に含めることが適切ではないと認められる区域 (省令第五条の四第2項第一号)

(以下「①除外区域」という。)

市町村が促進区域に設定できない区域

③適用除外

(省令第五条の四第5項)

②考慮対象区域・事項 (省令第五条の四第2項第二号)

市町村が促進区域に設定する際に考慮を要する区域及び事項

④特例事項

(省令第五条の四第3項)

親会：北海道環境審議会

部会：北海道環境審議会地球温暖化対策部会

【これまでの審議経過】	R4.6月	R4.7月	R4.8月	R4.9月	R4.10月	R5.1月
項目	第1回部会	第2回部会	第2回親会	第3回親会	第4回親会	第5回親会
地域脱炭素化促進事業制度と都道府県基準	・制度説明 ・進め方	・制度説明 ・進め方	・制度説明 ・進め方			
道基準案の①除外区域と②考慮対象区域・事項の策定の基本的な考え方 (以下「基本的な考え方」という。)				初案	修正案	修正案
道基準案の①除外区域と②考慮対象区域・事項への振り分け方 (以下「区域・事項への振り分け方」という。)	初案			初案	修正案	修正案
①除外区域案 ②考慮対象区域・事項案				初案		修正案
③適用除外案 ④特例事項案				初案		

道基準案の設定に関する「基本的な考え方」案を次のとおり北海道環境審議会に提示し、ご審議中。

I 本道や世界に恵みをもたらす豊かな自然環境を保全

[道基準案の検討を進めていく上での視点・ポイント]

- ☞ 國際的に保護とされている保全地域の自然環境・生態系
- ☞ 自然環境に優れ、生物多様性の高い地域
- ☞ 自然景観や自然資源、未来に残すべき自然
- ☞ 触れ合いの場としての自然
- ☞ 文化的に維持してきた自然景観・資源

II 災害の発生の可能性が高い箇所を回避し防災に資する自然環境を保全

[道基準案の検討を進めていく上での視点・ポイント]

- ☞ 災害などの発生のおそれのある地域の回避と自然環境を活かした防災

III 北海道の基幹産業である第一次産業などが有する重要機能を保全

[道基準案の検討を進めていく上での視点・ポイント]

- ☞ 第一次産業の健全な発展との調和
- ☞ 景観などの観光資源

道基準案「①除外区域及び②考慮対象区域・事項への振り分け方」案を次のとおり北海道環境審議会に提示し、ご審議中。

①除外区域への振り分け方案の修正案

地域の自然的・社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮の観点から、保全対象となる区域の範囲が地番等で明確にされ、図示されている区域であって、法令等で施設の設置が困難な区域。ただし、市町村の行政区域の全域を含む区域を除く。

②- 1 考慮対象区域への振り分け方の修正案

促進区域に設定する際に、地域の自然的・社会的条件に応じて環境の保全への適正な配慮が必要な区域

②- 2 考慮対象事項への振り分け方の修正案

地域脱炭素化促進事業の実施にあたり、地域の自然的・社会的条件に応じて環境の保全への適正な配慮が必要な事項

[委員のご意見] ①除外区域は、次の区域や事項を設定してはいかがか。（以下「A案」。）

ラムサール条約湿地	世界自然遺産	世界文化遺産
(世界)ジオパーク	国立公園	国定公園
道立自然公園	国指定鳥獣保護区	道指定鳥獣保護区
生息地等保護区	道指定自然環境保全地域	環境緑地保護地区
学術自然保護地区	重要里地里山	重要湿地
自然再生事業の対象区域	KBA	IBA
「風力発電施設における鳥類のセンシティビティマップ」に基づく「鳥類への影響を考慮すべき区域」		
天然記念物	記念保護樹木	
植生自然度8-10（「自然植生」もしくは「特に自然植生に近い植生」）の区域		
民間の取り組み等によって生物多様性の保全が図られている区域（OECM・自然共生サイト）及びその候補となる区域		
砂防指定地	地すべり防止区域	急傾斜地崩壊危険区域
土砂災害（特別）警戒区域	河川区域	保安林
地域森林計画対象森林	保護林	農用地
漁業権設定水域	自然景観保護地区	北海道・市町村景観条例指定地域
主要な観光動線・眺望点から眺望される区域		

[対応状況] 区域・事項への振り分け方案に基づいて、ご意見のうち①除外区域に入るものを太字で表示・提示し、北海道環境審議会でご審議中。

11 区域・事項の振り分け方案を踏まえた促進区域設定の検討可否



A案では、行政区域の全域が①除外区域となる市町村が26市町村、島全体が①除外区域となる島が3島発生。

本制度は、地域と合意形成を図りながら再生可能エネルギー事業の導入を促進する制度であるが、①除外区域を広げすぎると、促進区域の設定が不可能となり本制度の主旨である環境の保全に適正に配慮した再生可能エネルギー事業の誘導ができず、現状と変わらない状態になる。

行政区域又は島の全域が除外区域に該当するため、促進区域の設定ができない市町村・島		除外区域に設定される区域
A案	(2島)	国定公園全域
	(1町(1島))	道立自然公園全域
	(2島)	IBA (KBA)
	(2市8町)	ジオパーク
	(1町)	重要里地里山
	(1村)	自然再生事業の対象区域
	(2市11町1村)	風力発電における鳥類のセンシティビティマップ（全レベル（注意喚起レベルC以上））
	(1市8町1村)	風力発電における鳥類のセンシティビティマップ（注意喚起レベルB以上）
	(1市2町1村)	風力発電における鳥類のセンシティビティマップ（注意喚起レベルA以上）

12 促進区域が設定できることによる影響の例

- 脱炭素先行地域（環境省）の選定に係る加点要素がなくなる

脱炭素先行地域の選定・評価に係る配点

要件	確認事項	評価事項	配点
			合計① 125点
② 再エネポテンシャル等を踏まえた再エネ設備の最大限の導入	再エネ情報提供システム(REPOS)等を活用し、地域の特性に応じ、再エネ賦存量を確認し、災害防止及び自然環境や景観等の環境保全に係る支障や経済合理性、その他支障の有無も踏まえ、再エネの導入可能量を把握していること	災害リスク及び自然環境や景観等の環境への影響を考慮し、脱炭素先行地域の民生部門の電力消費に伴うCO ₂ 排出を実質ゼロとするための追加的な再エネ導入量(新規の再エネ設備の導入量)が大きな計画であること 実地調査や衛星写真を使用した調査(FS調査等)を実施することにより、再エネの導入可能量をより確実に把握していること 地権者、施設管理者、周辺住民等との合意形成の見通しも踏まえた再エネ導入可能量となっていること 必要に応じ、下記の事項も考慮して、上記の事項を評価する —地球温暖化対策推進法に基づく促進区域を設定し、当該促進区域内で新たに再エネ設備を導入する計画であること —導入する再エネ設備の種類、設置場所等について、複数の選択肢があるなど、状況に応じた柔軟な導入のあり方を検討していること	15点

(環境省 脱炭素先行地域募集（第3回）の「選定・評価に係る配点」より引用)

- 市町村が、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金の重点対策加速化事業における交付金を上限まで受けられなくなる（促進区域内での再エネ導入事業に対する交付上限額引き上げ（15→20億円））
⇒ 詳細は12ページをご参照ください。
- 事業者が、環境省補助事業での優先採択・加点対象を受けられなくなる（PPA活用等による地域の再エネ化・レジリエンス強化加速化事業の補助事業の一部など）
⇒ 詳細は13ページをご参照ください。

促進区域内での再エネ導入事業に対する優遇措置①



地方公共団体向け



促進区域を設定すると、区域内の事業が各種優遇措置を受けられるようになります。

☀ 脱炭素先行地域

脱炭素先行地域選定の際の評価事項のひとつに、促進区域の設定に関する項目を設定

→選定されると、再エネ交付金（脱炭素先行地域づくり事業）の対象に



☀ 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金

令和4年度（初年度）予算 200億円

重点対策加速化事業

促進区域内での再エネ導入事業に対し
交付上限額の引き上げ(15億円→20億円)

※市町村の場合

☀ 地方創生推進交付金 【内閣府】

申請事業数の上限目安を超える申請が可能に ※地域再生計画に記載されているものに限る。

促進区域内での再エネ導入事業に対する優遇措置②



事業者向け



促進区域を設定すると、区域内の事業が各種優遇措置を受けられるようになります。

環境省補助事業での優先採択・加点対象

促進区域内で実施される事業が、優先採択や加点措置の対象に

※ PPA活用等による地域の再エネ化・レジリエンス強化加速化事業の補助事業の一部 など



駐車場太陽光（ソーラーカーポート）



荷役型太陽光（ソーラーシェアリング）



たまご太陽光

FIT制度での優遇措置等 【経済産業省】

①入札保証金等の免除

②認定要件の一つである地域活用要件の確認手段として活用（太陽光発電以外）

ふるさと融資 【総務省】

地域脱炭素化促進事業への
融資上限額の引き上げ等

地域未来投資促進法 【経済産業省】

地域経済牽引事業計画の申請において、
重複部分の記載を省略可能



（道基準案の審議・答申）

環境審議会

（令和5年1～3月）

市町村に意見照会

環境審議会各部会や

環境影響評価審議会などに意見照会

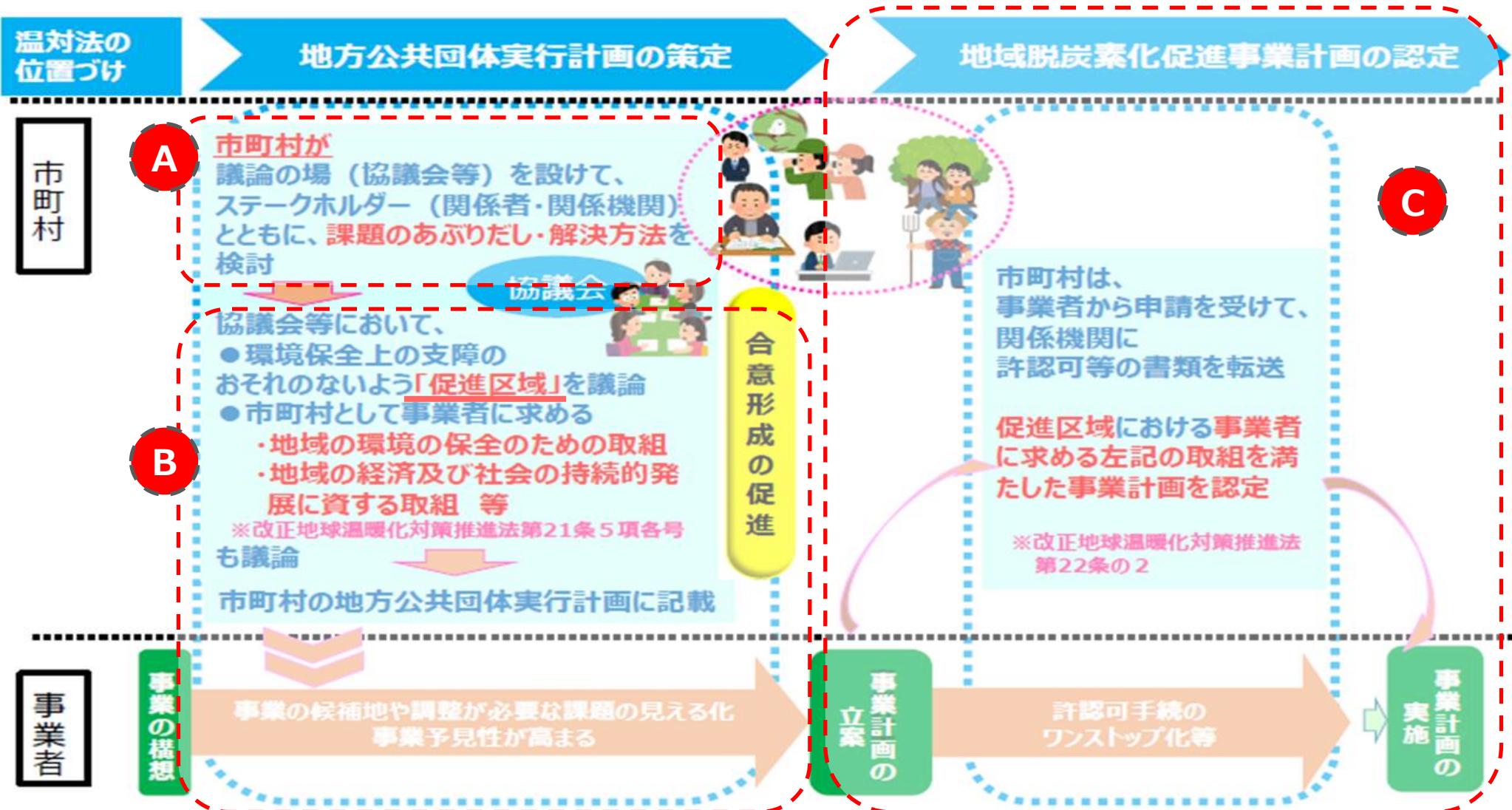
第5回 北海道環境審議会

（令和5年1月13日）

参考情報

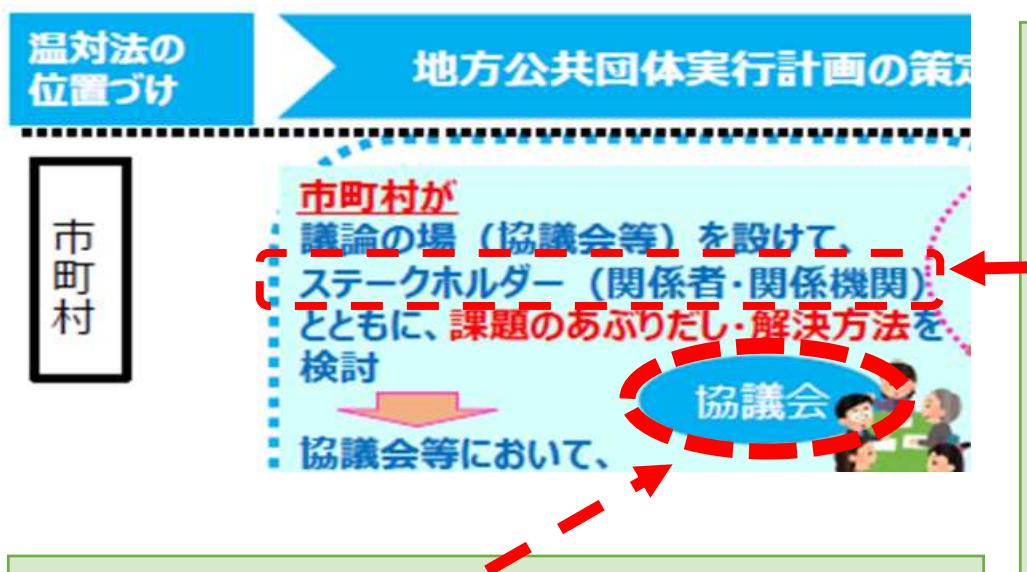
参考情報 1 地域脱炭素化促進事業の流れ（1）

地域脱炭素化促進事業制度は、地域住民等と合意形成を図りつつ、地域に裨益し、環境に配慮された状態で、再生可能エネルギーの導入を促進することが可能。



A

協議会は、開催を事前公表して地域住民等に周知し、地域の住民団体や地域コミュニティの代表者などが参加して公開で審議がなされるため、協議プロセスや議論の透明性・公平性を確保。



② 協議会運営の方針

・協議会の公開の原則

地域住民やその他利害関係者に対して、協議プロセスや議論の透明性・公平性を確保

・協議会のタイミング

地域脱炭素化促進事業の事前協議や市町村が作成した促進区域を見直すタイミング等で開催
開催は事前に公表し、地域住民等に周知

① 地域脱炭素化促進事業協議会の構成員例

- ・地方公共団体内の関係部局（許認可権者等含む）
- ・関係地方公共団体（許認可権者等を含む）
- ・国等の関係機関（許認可権者等を含む）
- ・有識者（自然環境、生活環境、気候変動等）
- ・住民団体・地域コミュニティの代表者（自治会長等）等
- ・産業団体（農林漁業・観光等）
- ・環境保全団体
- ・再生可能エネルギー事業者団体
- ・金融機関
- ・地域脱炭素化促進事業者（オブザーバー）

③ 市町村と地域における利点

- ・促進区域は、地域脱炭素化促進事業協議会の構成員である地域の代表者等と議論して設定することになり、認定地域脱炭素化促進事業は促進区域内で実施されるため、事業実施における地域との合意形成が円滑に促される

B 促進区域の設定は、国や道の基準に基づき、環境の保全等に関する情報と市町村目標との整合性や地域のメリットデメリット等を総合的に判断して、関係者等との合意形成を経て設定。



② 地域の環境の保全のための取組

- ・促進区域の設定と並行して行うことが重要
- ・市町村がこの取組に必要な調査等適切な措置を位置付けることで、**事業実施に適切な措置が講じられることを担保**
- ・環境保全に関する専門的知見が必ずしも十分ではない点を踏まえ、ガイドライン等を参照し、施設の規模等に応じて検討することを推奨

① 促進区域の設定

(1) 前提条件

市町村は、国の基準と定められている場合は道の基準に基づいて、促進区域を設定

(2) 促進区域となり得る区域（候補地）の検討

環境保全や再生可能エネルギーポテンシャルに関する既存情報の収集・把握を行い、候補地を検討

(3) 促進区域となり得る区域における配慮すべき事項の確認

環境保全以外の観点から考慮すべき事項について既存情報の収集・把握を通じて確認

(4) 促進区域等の検討

収集・把握した情報と、市町村の再生可能エネルギーの目標、地域のメリットデメリット、促進区域のあり方等を総合的に判断して促進区域を検討

(5) 関係者・関係機関の洗い出しと合意形成

調整や合意形成が必要な関係者・関係機関を整理し、抽出した対象の特性や地域性に応じて適切な方法を選定して、情報共有や意見交換を経て合意を形成

C 地域脱炭素化促進事業は、協議会への事前協議により、協議会構成員等関係者等との合意形成がなされた後、事業の内容や環境の保全等を精査され、市町村が事業を認定。



④ 市町村と地域における利点

- ・地域脱炭素化促進事業計画の認定要件として地域環境保全のための取組を定めることができるために、個別事業に係る適正な環境配慮を確保することが可能

① 協議会における合意形成

- ・地域脱炭素化促進事業を実施する事業者は、地域脱炭素化促進事業計画の認定申請の前に、協議会内で同計画を協議しなければならない

② 地域脱炭素化促進事業計画の認定要件

・地方公共団体実行計画に適合するもの

地域脱炭素化促進事業計画が、地方公共団体実行計画に定めた地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項に貢献するか、地域ニーズに合致するか等の内容を精査

・地域脱炭素化促進事業が円滑かつ確実に実施され、その他省令で定める基準に適合するもの

地域脱炭素化促進事業計画の内容（土地利権者や電気事業者の同意、体制整備等）が円滑かつ確実に実施され、関係法令等の規定を遵守できその他環境省令等で定める基準に適合しているか精査

③ 認定後の通知・公表

- ・認定された地域脱炭素化促進事業計画を公表

ワンストップ化の特例は、地域脱炭素化促進事業計画の提出・調整先が市町村に一元化されることによって、事業者の関係機関との許可申請等の負担が軽減されるもので、**許可等が不要となったり、許可等の基準が緩和されるものではありません。**

(環境省 地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（地域脱炭素化促進事業編）2022年4月 P6 参照)

【温対法第22条の2第4項 抜粋】

市町村は、認定（注：地域脱炭素化促進事業計画の認定）**をしようとする場合において**、事業計画に記載された行為が次の各号に掲げる行為のいずれかに該当するときは、**あらかじめ、それぞれ当該各号に定める者に協議し、その同意を得なければならない。**

- 一 温泉法の許可を受けなければならない行為

都道府県知事

（以下略※）



【温対法第22条の2第5項 抜粋】

都道府県知事は、地域脱炭素化促進事業計画についての協議があった場合において、当該協議に係る行為が、それぞれ当該各号に定める要件に該当するものであると認めるときは、同意をするものとする。

- 温泉法の規定により許可をしなければならない場合に該当すること。

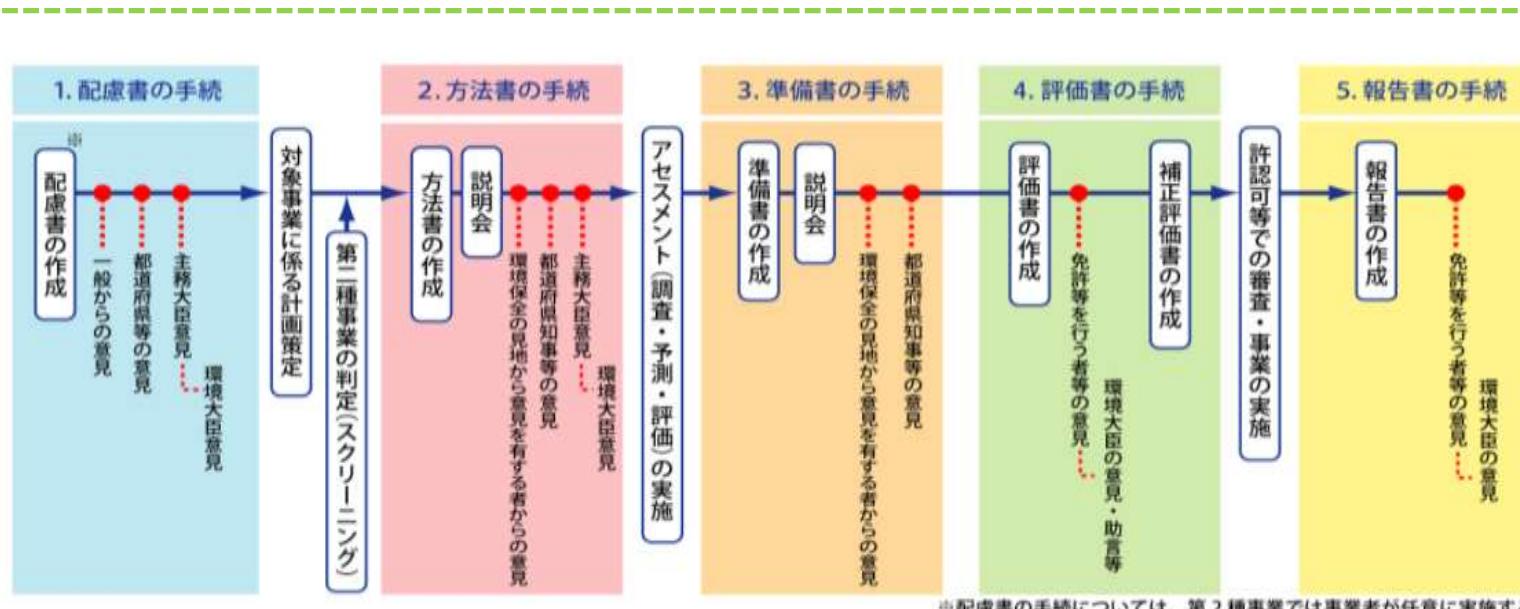


関係法令の許可等基準を満たす場合に同意

※その他に、森林法、農地法、自然公園法、河川法、廃掃法も同様の扱い

参考情3 環境影響評価法の環境配慮手続の制度概要

環境影響評価法に基づく環境影響評価の手続きは、5段階（配慮書、方法書、準備書、評価書、報告書）あり、配慮書手続きは、最初に行われる手続きです。



【配慮書】 事業の位置・規模等の検討段階において**環境保全のために適正な配慮をしなければならない事項について検討するもの**

【方法書】 **どのような方法で環境影響評価を実施していくのか**という計画

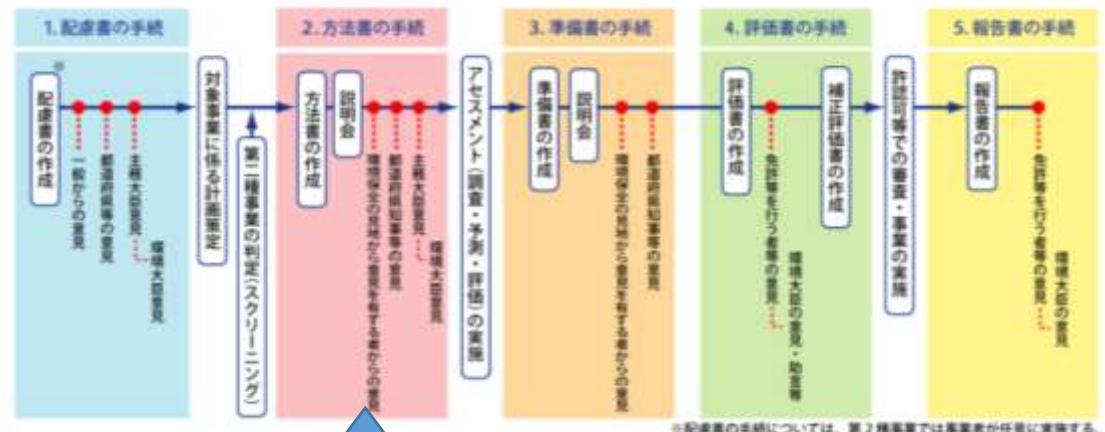
【準備書】 調査、予測、評価を実施した結果を示し、**環境保全に関する事業者の考え方**をまとめたもの

【評価書】 **準備書に対する環境保全の見地からの意見、都道府県知事等からの意見について検討し、必要に応じ準備書を修正したもの**

【報告書】 工事中に実施した事後調査やその結果に応じて講ずる**環境保全対策**、重要な環境に対して行う**効果の不確実な環境保全対策**の状況について、工事終了後に図書にまとめ、報告・公表を行うもの。

地域脱炭素化促進事業制度においては、都道府県基準に定めた「適正な配慮のための考え方」が予め事業計画に盛り込まれ、市町村が事業を認定する際に確認を行います。その後の、方法書以降の環境影響評価法の手続きは、引き続き国や道が審査します。

環境影響評価法の手続き



地域脱炭素化促進事業制度

道基準（考慮対象事項等）を策定

地域脱炭素化促進事業計画に、有識者等が参加する協議会等で議論された適正な配慮のための考え方が盛り込まれる

地域脱炭素化促進事業の認定の際に、市町村が考慮対象事項等を確認

参考情報5 他府県の設定・検討の状況

(令和4年(2022年)10月14日現在)

他府県の都道府県基準に関する「市町村が促進区域に含めることが適切ではないと認められる区域」の策定または検討の状況。

【対象施設：太陽光発電】

●：基準として設定済み / ○：基準候補として検討中

No.	区域	長野	徳島	京都 (案)	宮城 (案)
1	水道水源保全地区	●			
2	水道水源特定保全地域				○
3	水資源保全地域	●			
4	砂防指定地	●			○
5	地すべり防止区域	●			○
6	急傾斜地崩壊危険区域	●			○
7	土砂災害特別警戒区域	●			○
8	土砂災害危険箇所	●			
9	山地災害危険地区	●			
10	河川区域	●		○	
11	農用地区域内農地	●			
12	甲種農地	●			
13	第1種農地	●			
14	国生息地等保護区			○	
15	府県生息地等保護区			○	
16	希少野生動植物生息地保護区	●	●		
17	府県自然環境保全地域		●	○	○
18	府県自然環境保全地域 特別地区	●			
19	国立・国定自然公園第1種特別地域	●	●	○	○
20	国立・国定自然公園第2種特別地域	●		○	○

No.	区域	長野	徳島	京都 (案)	宮城 (案)
21	国立・国定自然公園第3種特別地域	●		○	○
22	府県立自然公園第1種特別地域	●	●	○	○
23	府県立自然公園第2種特別地域	●		○	○
24	府県立自然公園第3種特別地域	●		○	○
25	国指定鳥獣保護区			○	
26	国指定剣山山系鳥獣保護区		●		
27	府県指定鳥獣保護区			○	
28	府県指定鳥獣保護区特別保護地区	●	●		○
29	保安林	●	●	○	○
30	地域森林計画対象森林	●			
31	森林整備保全重点地域	●			
32	第一種森林管理重点地域		●		
33	風致地区	●			
34	近郊緑地（特別）保全地区			○	
35	特別緑地保全地区			○	
36	生産緑地地区			○	
37	歴史的風致維持向上計画で定める重点区域	●			
38	伝統的建造物群保全地区	●			
39	海岸保全区域			○	
40	太陽光発電設備の設置禁止区域	●			